南基鶴著

「蒙古襲来と鎌倉幕府」

村 井 章 介

を学び、現在翰林大学校日本学科の専任講師を勤める。本書は、 八八年より京都大学大学院文学研究科で大山喬平氏に日本中世史 院東洋史学科修士課程・檀国大学校大学院博士課程を経て、一九 一九九四年に京都大学に提出された博士号請求論文に手を加えた 著者南基鶴氏は、一九六二年韓国に生まれ、ソウル大学校大学

るようになったことがうかがえる。著者は、まぎれもなくそうし い日本史の歴史的時代にも、若い韓国人研究者の関心が向けられ 五〇年を経て、植民地支配や日本帝国主義と直接の関わりがうす 世や近世を研究対象として選択する人が徐々に増えている。戦後 いで古代を専攻分野とする場合が大半であった。しかし最近、 韓国人の日本史研究者が多いが、しばらく前までは、近現代、 ものである。 近年、日本に留学して日本語で博士論文を執筆し、学位を取る 「新しい波」の先駆者のひとりである。 中 0

評

恋

に基づく実証論文として、日本人研究者の著作と同列に置いて検 が選ばれたわけではない。しかし、論述の内容にそうした問題意 だったというから、政治的な問題意識と無縁なところで研究対象 年に起きた、 討の対象としうるレベルを達成している。 識が露頭しているわけではなく、きわめてオーソドックスな手法 もっとも、 日本で使用される歴史教科書への韓国国内での批判 著者が日本史の研究を志したきっかけは、一九八二

試みる。 もとに、弘安の改革の歴史的性格を究明し、霜月騒動の再検討を 政治・社会問題との関連で歴史的に位置づけようとする。 中心とする政治的要因と、神国思想の変化を中心とする思想的要 語)は、襲来以後の日本の対外関係史の特質を、元の対日政策を ア」(初出は『アジア文化』第一二号、 開をあとづける。そして第四章「蒙古襲来以後の日本と東アジ に対する朝廷側の対応を中心に、建武新政にいたる朝幕関係の展 史研究』第三輯、ソウル、一九九六年:韓国語)は、対外的危機 書が初出)は、襲来のもたらした軍事的政治的緊張という条件の 来と鎌倉幕府の対応――対応策の性格をめぐって――」(初出は を国内史の視角を中心に描き出そうとしている。第一章 「蒙古襲来以後の幕府政治――弘安の改革とその挫折――」(本 『史林』七三巻五号、一九九〇年)は、幕府の対応策を、 [の両者から明らかにする。 本書は四つの章から構成され、全体として、蒙古襲来の全体像 第三章「蒙古襲来と朝幕関係の展開」(初出は『日本歴 春川、一九九六年:韓国 一蒙古襲 国内の

照され、そこから自己のとりくむべき課題を導き、それぞれの分 いずれの章でも、日本史学界における関連研究がきっちりと参

することとしたい。それに先だって、一・三・四の各章の内容を象としてたびたび取り上げられている第二章をややくわしく検討でら、各章について著者の見解を詳細に検討し、評者のそれを対すぐに向きあおうとする姿勢には好感がもてる。したがって本来すぐに向きあおうとする姿勢には好感がもてる。したがって本来すぐに向きあおうとする姿勢には好感が見られる。対象にまっ野で新しい観点を出そうとする努力の跡が見られる。対象にまっ

2

簡単に紹介し、若干のコメントを加える。

か。

むしろ「異国征伐」は、僥倖に助けられた勝利の勢いを買って

ような点を指摘する。明らかにされていない」(二頁)という批判に基づいて、つぎの明らかにされていない」(二頁)という批判に基づいて、つぎのど欠落させており、そのため、対応策そのものの性格はそれほどとれる問題によってどのように規定されたのか、という視角をほとん会問題によってどのように規定されたのか、という視角をほとん会問題によってどのように表示している。

にとりくんだ理由は、寺社の権威を振興することによって、武士②幕府が異国降伏祈禱や一宮・国分寺の興行に積極的・持続的頁)。

「臨戦体制下で国内統制の強化を図った」ものである(二六え」、「臨戦体制下で国内統制の強化を図った」ものである(二六外的危機をみずから醸成することによって、防御体制に緊迫を加外的危機をみずから醸成することによって、防御体制に緊迫を加り、「異国征伐」といった幕府の対蒙古強硬策は、「対

に述べる。

りにも理性的かつ超越的な判断主体として捉えすぎてはいないか。いたとは思えないが、それはおくとしても、著者は、幕府をあまこうした視角が、従来の研究史のなかで「ほとんど欠落」してある。

を精神的に規制・統御して外部の脅威にふりむけようとした点に

的的に利用するほど、幕府は宗教に対して超然としていただろう仏神事の振興にしても、武士の精神的規制・統御の手段として目成する」といった火遊びに手を染める余裕があったろうか。また態で軍事的対応を探っていた幕府が、「対外的危機をみずから醸かつて経験したことのない外からの脅威に直面して、手さぐり状かつて経験したことのない外からの脅威に直面して、手さぐり状

一面的に強調しがちであった。これに対して著者は、つぎのようの言願的作戦であり、祈禱や修造は、神仏の国家護持の力を本心の冒険的作戦であり、祈禱や修造は、神仏の国家護持の力を本心の冒険的作戦であり、祈禱や修造は、神仏の国家護持の力を本心の冒険的作戦であり、祈禱や修造は、神仏の国家護持の力を本心の冒険的作戦であり、祈禱や修造は、神仏の国家護持の力を本心の冒険的作戦であり、祈禱や修造は、神仏の国家護持の力を本心の冒険的作戦であり、祈禱や修造は、神仏の国家護持の力を本心の冒険的作戦であり、祈禱や修造は、神仏の国家護持の力を本心の冒険的作戦であり、祈禱や修造は、神仏の国家護持の力を本心の

を認めることもできよう。(一三頁)。 「返牒」は平和的・外交的次元での問題解決を指向するもの「返牒」は平和的・外交的次元での問題解決を指向するもの「返牒」は平和的・外交的次元での問題解決を指向するもの「返牒」は平和的・外交的次元での問題解決を指向するもの「返牒」は平和的・外交的次元での問題解決を指向するもの

そしてここから著者は、朝幕関係にも論をおよぼして、朝廷が応を捉える点で、従来の研究に不充分さがあったことは否めない。

このような東アジア国際関係史の視角から日本の国家権力の対

価を導いてゆく(一四∼一五頁)。
「国家の統治権者としての当然な権限の発動」として返牒方針を
取ったことが、「外交面での幕府の主導権を制約」することを恐取ったことが、「外交面での幕府の主導権を制約」することを恐

k

ふまえながら、つぎのような点を指摘する。第三章では、鎌倉時代の王朝権力に関する最近の研究の進展を

にして、ここに至って一応結実したといってよいであろう」(一自己を取り戻すために払ってきた努力が、蒙古襲来の危機を契機をの弘安徳政は、「朝廷が統治の対象とする人・土地に対する国政の弘安徳政は、「朝廷が統治の対象とする人・土地に対する国政の弘安徳政は、「朝廷が統治の対象とする人・土地に対する国政の弘安徳政は、「朝廷が統治の対象とする人・土地に対する国政外的な問題についても朝廷の為政者意識が高まり、「返牒」

こ。

でえなかったため、ただちに「討幕」へと突き進むことはなかった、現実には徳政の政策実現のための強制力を幕府に期待せざるが、現実政治の改革への強い指向性をもち、原理的には、政治の実「現実政治の改革への強い指向性をもち、原理的には、政治の実ののでは、政治の実のでは、政治の実に。

容する貴族層の現状追認的な意識との戦いでもあった。(一五三頁)。彼の討幕は、「承久以後」の朝幕関係のあり方を受討幕を推し進めるうえでの意識上の障害を乗り越えようとした」で、王権=天皇の支配権の絶対化という思想的武器を作り出し、

されているところである。そうした成果をてぎわよくまとめた、のもとに描いた点に意味がある。しかし、朝廷徳政の意義づけに交主体として正当に位置づけるという観点から、一貫した見通し変主体として正当に位置づけるという観点から、一貫した見通し

という以上の論述には残念ながらなっていない。

のぎのような点を指摘する。 第四章では、蒙古襲来以後の対外関係史研究を「軍事面や貿易第四章では、蒙古襲来以後の対外関係と研究を「軍事面や貿易に対する研究は進んでいるのに比し、麗・日関係に対対する検討・評価が粗略にされているように思われる。また、対する検討・評価が粗略にされているように思われる。また、対する検討・評価が組略にされているような点を指摘する。

②二度の戦争にもかかわらず日元間には貿易商船が活発に往来野の欠如が、幕府滅亡の一要因となった。で柔軟な態度に欠けていた。こうした外交の不在ないし国際的視応したが、外交面ではみずから状況を変えていこうとする積極的応したが、軍事面では東アジアの情勢をそれなりに把握して対

く、貿易の統制・独占による実利の追求に終始していた。参入した。しかしこれは伝統的な外交方針を変更するものではなし、得宗権力も「寺社造営料唐船」の派遣というかたちでこれに

評

書

の政治理念に外来の新しい宋学思想の君臣名分論を接合すること

「承久以後」の幕府中心の政治のあり方を否定し、また「『徳政』

③後醍醐天皇は、「延喜・天暦に帰れ」というスローガンで

うあらたな難問が発生した。軍事的・政治的緊張が持続する一方、一四世紀には倭寇問題といをおよぼした。「進奉船貿易」という制限的な通交さえ途絶し、をおよぼした。「進奉船貿易」という制限的な通交さえ途絶し、

併案に対して、高麗が反対したのはそのためである。すことになった。一三〇二年、元の示した遼陽・征東両行省の合れた征東行省は、遠征失敗後、対日防御機関としての機能を果たれが正東行省は、遠征失敗後、対日防御機関としての機能を果たに対する警備のためであった。ほんらい日本遠征のために設置さの高麗が元の軍事力を借りようとしたのは、日本側の報復攻撃

的に打ち出しており、非専門家が読んでも面白い内容となってい 中研究者の見逃しがちな東アジアレベルの要素の規定性を、積極 は、「異国(高麗)征伐」のような武断的侵略主義が生まれる。 に、「異国(高麗)征伐」のような武断的侵略主義が生まれる。 に、「異国(高麗)征伐」のような武断的侵略主義が生まれる。 に、「異国(高麗)征伐」のような武断的侵略主義が生まれる。 に、「異国(高麗)征伐」のような武断的侵略主義が使者したところ力・威勢)に求める自己意識が発生した。 両者が接合したところ力・威勢)に対する蔑視観や夷狄視が自国優越意識が極端に増幅され、高麗に対する蔑視観や夷狄視が自国優越意識が極端に増幅され、高麗に対する蔑視観や夷狄視が自国を表情に対するという。

また⑤の思想史的考察は、秀吉の朝鮮侵略が想起されているよける先行研究に依拠しつつ、元・麗・日三国の関係のなかに位置ける先行研究に依拠しつつ、元・麗・日三国の関係のなかに位置は、高麗の国内政治の監視という面に偏って理解されてきた。麗は、高麗の国内政治の監視という面に偏って理解されてきた。麗

著者の政治的問題意識がうかがえる部分だが、「武威の国.

点といえる。 射程をもつ貴重なものである。本書を締めくくるにふさわしい論という自覚がこの時期に発生したという指摘は、近代にまで届く

れる〝if〟の視点である。 評者がこの章でもっとも興味をひかれたのは、①の論述に見ら

し、国際社会の一員として自身を位置づけることが可能かつい、国際社会の一員として自身を位置づけることが可能から脱皮になることで済み、実際に実現する可能性が希薄だった、侵略の脅威から逃れることができたであろう。……元の進攻軍略の脅威から逃れることができたであろう。……元の進攻軍略の脅威から逃れることができるのにほうが、元からの恒常的な圧迫から逃れることができるのにほうが、元からの恒常的な圧迫から逃れることができるのにもちろん、政治上でも経済上でもメリットが大きいからではもちろん、政治上でも経済上でもメリットが大きいからではもちろん、政治上でも経済上でもメリットが大きいからではもちろん、政治上でも経済上でもメリットが大きいからではもちろん、政治上でも経済上でもメリットが大きいからではもちろん、政治上でもとができるのには、日本側が今回の交渉(注、一二九九年の成宗の国書)に対し日本側が今回の交渉(注、一二九九年の成宗の国書)に対し日本側が今回の交渉(注、一二九九年の成宗の国書)に対し日本側が今回の交渉(注、一二九九年の成宗の国書)に対していることが可能かった。

らは「抵抗史」への共感に偏った見方であり、元への臣事を、対旗田巍氏・片倉穣氏や評者の仕事のなかに見られる。しかしそれ最終的にはモンゴル戦争が、客観的に見れば、共通の課題をにない、最終的にはモンゴル戦争が、客観的に見れば、共通の課題をにない、最終的にはモンゴル戦争が、客観的に見れば、共通の課題をにない、最終的にはモンゴル戦争が、客観的に見れば、共通の課題をにない、最終的にはモンゴル戦争が、客観的に見れば、共通の課題を賞賛従来、日本史の学界では、幕府の断固とした拒否の態度を賞賛

賢明であったろう。(一八六頁)

全体を見渡し、かつ高麗と日本とを比較史的に考察しうる立場にのように価値中立的でひろやかな視野は、元を中心とするアジアいったプラス方向で評価することには、思いおよばなかった。こ外的屈従として感情的に憎悪するのでなく、国際社会への参入と

いる、著者ならではのものといえよう。

敵対する」(一八七頁)ものであったことはいなめない。防御体制の維持が、「元を中心とする東アジア国際秩序に対抗・判はありうる。しかし大勢論として、日本の貫いた武断的態度や料はありうる。しかし大勢論として、日本の貫いた武断的態度やたであろう」(一八五頁)などという想像は甘すぎる、という批て、元朝への臣事をしたならば、日本遠征の計画は棚上げになっもちろん、「日本側がフビライの外交交渉や高麗の勧告に応じ

みごたえがある。
さて残った第二章は、弘安七年(一二八四)に幕府の政治改革さて残った第二章は、弘安七年(一二八四)に幕府の政治なで表述がある。オリジナルな史料分析が展開されており、本書中もっとも読め立場、および泰盛が滅んだ霜月騒動の性格を考察したものであり立場、および泰盛が滅んだ霜月騒動の性格を考察したものである。

個別に法令として公布さるべき性格のもの、と解する。評者は、定めた部分、後の二○ヶ条を、将軍の公的な活動の規定でやがていう注記より前の一八ヶ条を、将軍の個人的・私的な行為規範をひとつは網野善彦氏の説で、全三八ヶ条のうち「条々公方」と

力へと高めようとした点にある、と。 力へと高めようとした点にある、と。 力へと高めようとした点にある、と。 力へと高めようとした点にある、と。 力へと高めようとの対立を解釈した点については、つぎのようない。 は、「御家人の保護、執権政治の完成に見いだし、これを軸に泰 本質を御家人の保護、執権政治の完成に見いだし、これを軸に泰 本質を御家人の保護、執権政治の完成に見いだし、これを軸に泰 本質を御家人の保護、執権政治の完成に見いだし、これを軸に泰 本質を御家人の保護、執権政治の完成に見いだし、これを軸に泰

得宗ということになる。この解釈は、「公方」の語の用法を網羅これによれば、泰盛が弘安の改革の主体として想定したのも当然いうよりは「将軍を含んだ幕府」の公的側面に対応するもので、いうよりは「将軍を含んだ幕府」の公的側面に対応するもので、と解内条々)と解し、後半部の公方条々についても、将軍の、と

「内談」などの語の用法を通じて、これを得宗に求められた条項

これに対して五味文彦氏は、法文の前半部にみえる「殿中」

ことを示し、「「新御式目」が将軍に求められたものであることは衆」「御行始」「椀飯」等の語が積極的に将軍に関わるものである。京田検討するという、オーソドックスな方法をとる。著者は、宮に再検討するという、オーソドックスな方法をとる。著者は、宮の対立を止揚すべく著者は、「新御式目」の個々の条文を厳的に検討した古沢直人氏によって支持されている。

「将軍が名実ともに改革の主体と見なされていたのではない」こ説を採用するのであるが、そのうえで著者は、弘安改革においてこのように、「新御式目」の解釈については五味説を退け網野

ほぼ確実」と結論づける(八三頁)。

恋

評

をめざしたものと評価することになり、奇妙なことに五味説に一 結論づける(八三頁)。つまり法令の解釈では五味説を退けなが 質上幕府政治を主導する得宗権力の立場から設定されたもの」と とを強調し、「将軍をあくまでも制度上の首班と仰ぎながら、 改革の性格については「得宗政治の健全な発展」(一〇三頁

致してしまうのである。そしてこの観点から、評者に対しても批

判の矢が放たれる。 位に位置づけること」を強調している。しかし、いままで検 る幕府政治の改革であって、幕府の首長たる将軍はその表面 討した結果によると、弘安の改革は、事実上得宗を中心とす 全武士階級の結集のための手段として「将軍権力を得宗の上 村井氏は、この改革の要諦として「将軍権力の確立」を挙げ、

制度上の主体、得宗=実質的ないし事実上の主体、と判断する根 拠としたのは、 著者が、「新御式目」を解釈するなかで、将軍=名目的ないし に出されているにすぎない。(九六頁) 要約すればつぎの四点である。

その後執権・得宗による維持の努力にもかかわらず、しだいに有 長四年(一二五二)宗尊親王の鎌倉入りに際して設定されたが、 文面上は将軍に求められているけれども、それを設ける実質的主 名無実化していた。第六条はこの「制度を再設定する措置であり ①第六条の「申次番衆」の前身とみられる「問見参番」は、

が禁止されていることは、「将軍と御家人との主従関係の緊密化 「入御」することが規制され、第三一条で正月三ケ日以外の椀飯 ②第一四条で「御行始」「御方違」以外に将軍が御家人宅へ 体は執権=得宗側と考えるのが妥当であろう」(八二頁)。

を抑制すると同時に、御家人の経済的負担を軽減する、といった である(八二~八三頁)。 政策的意図を有し」、ともに得宗権力の立場から設定された条項 108 (108)

じて御家人たちへの規制をねらったもので、それぞれ執権・得宗 倹約」を求めた第九条、館の造営の過分を禁じた第一三条、 側から発せられた先例がある(八四~八六頁)。 仕うことを求めた第一六条などはいずれも、将軍家への諫戒を通 家への進物や饗応を規制した第一一・一二条、廉直な奉行を召し ③学問と武道の興隆を求めた第三・四条、「毎物」に「真実之

主職安堵令」が、同年九月九日の「寄合」で最終的に確認されて 四)六月二五日に評定で制定された「鎮西神領興行令」「鎮西名 いたことの徴証ではないか」(八七~八八頁)。 **堵と仏神事の興行とが、ほかならぬ得宗を主体として進められて** いる。これは「弘安の改革の主要な側面をなす、鎮西名主職の安 ④第一九・二四条を具体化する法令として、弘安七年(一二八

とすれば、「新御式目」は執権・得宗時宗がその舅泰盛と一 緒に生前に用意していた法令であったとみることもできる。 側による幕府政治の運営の上で必要とされた条々と思われる。 代以来の政策を受け継ぐ条項が多く、全体として執権=得宗 形式的には将軍家に求められたものの、そこには時頼・時宗 (八六頁)

そして以上を総括して著者はいう。

いう事実を著者が充分にはふまえておらず、泰盛の立場が得宗と まなことを求めている主体が、得宗ではなく安達泰盛である、と 評者がなにより疑問に思うのは、「新御式目」で将軍にさまざ

なるほど、「新御式目」の各条項には、時頼・時宗代の先例が

体であることを、アプリオリな前提としていることである。

化によって乗りきらねばならないという、あらたな課題が生まれ 間になると、得宗による権力掌握が、蒙古襲来という危機のなか される内容が得宗の意志の反映であったとはかぎらない。弘安年 ていたからである。 で幕府内部にしだいに亀裂を生みつつあり、それを幕府の基盤強 ある。しかしだからといって、弘安年間においても、将軍に要請

ないことは明らかであろう。 式目」の実質的制定主体を「執権=得宗側」とする根拠となりえ の抑制が含まれるのは、むしろ当然である。この三点が、「新御 の公的な主体とするところにあったのだから、そこに将軍の恣意 親密な関係は、かえって障害になる。泰盛の課題は、将軍を幕府

ようとするなら、個別の御家人ないし御家人グループと将軍との

①~③については、幕府内部に将軍の権力・権威を真に確立し 著者の指摘する諸点を、泰盛を主語において読み直してみよう。

めて異例である。評者はこの事実を、泰盛が、「寄合」のメン けではない。その点で注目すべきは、両法令が評定で制定されて が泰盛その人であったことを見落とすべきではない。もちろんだ ることである。弘安の改革のテンポの速さからみて、これはきわ から「寄合」で確認されるまでに、二か月半もの時間が経ってい からといって得宗勢力の拠点という「寄合」の性格が失われるわ ④については、弘安七年当時の「寄合」でもっとも重要な人物

> どちらがこの時期の政治状況に即した説だろうか。 軸に置き、そのために得宗勢力と衝突するにいたった、と考える。 る。評者は、泰盛は将軍権力を実質的なものとすることを改革の 見、それが将軍を改革の名目的な主体として押し立てた、と考え るか、という点にある。著者は、泰盛と得宗勢力を一体のものと 軍を中心にして泰盛と得宗勢力とが結ぶ関係をどのように理解す 著者と評者の学説のわかれめは、

に述べる。 さて著者は、 弘安の改革と将軍との関係について、つぎのよう

ろん将軍である。得宗は実質的には幕府権力を掌握していて にほかならないし、幕府の国制上の地位を代表する者はもち 基礎をなす関東御領は、取りも直さず本所の将軍家の直轄領 幕府の首長たる「将軍」を置いてほかにない。幕府の財政の るならば、建前上その主体としてふさわしいものは、 級にまで拡大し、さらに幕府の国制上の地位を高めようとす 弘安の改革が、幕府の財政を再建し、 が前面に持ち出されるのが必至であった。(九七頁) 全武士階級を結集する理念的・制度的求心点として「将軍」 御家人支配の正統性すら持たない存在である。そこで、 幕府の基盤を全武士階

な障害となる。全武士階級を結集させるには、将軍は形式的なか 掌握している状態は、全武士階級の結集という目的にとって大き 者がかつて述べたことを要約したような文章である。そして、こ 横並びの存在にすぎない得宗や北条一門が、実質的に幕府権力を の命題と得宗の存在とは矛盾する。幕府体制上は一般の御家人と 評者はこの意見に全面的に賛成である。というより、これは評

恋

を説得するために要した時間と考える。

(一を始めとする幕府有力者に対して、この画期的な法令の実理

評

には得宗は排除されなければならない。確立」が必須となる。そして将軍権力の確立のためには、終局的御家人の主君である将軍の地位の実質化、つまりは「将軍権力のざりのままでいてはならない。御家人制の枠を拡大するとともに、

ならなかった、と評者は考える。 弘安の改革が「得宗政治の健全な発展」をめざすものであるな ならなかった、と評者は考える。。 ならなかった、と評者は考える。。 ならなかった、と評者は考える。。 ならなかった、と評者は考える。。

の御内人化が、広範に進行していた。

「本来の立場」だ、という証明されざる前提に基づく、あまりに理解すべきであろう」と(九九頁)。得宗権力を支えるのが泰盛ではなく、むしろ実質的には将軍権力を統御する意味があったとけていう、「得宗権力を支える彼本来の立場や意向と矛盾するのけていう、「得宗権力を支える彼本来の立場や意向と矛盾するのけている、むしろ実質的には将軍権力と改るような、制度上の『将軍権力』を代弁「「御恩奉行」をつとめるような、制度上の『将軍権力』を代弁「御恩奉行」をつとめるような、制度上の「将軍権力」を代弁

れてくるのである……。評者が旧稿で述べたこの主張を、著者の題として立ちあらわれたとき、その担い手として泰盛が呼び出さの脅威のさなかに「全武士階級の結集」が幕府にとって切実な課者から距離を置くことのできる立場にあり、だからこそ蒙古襲来者の段声と親密な関係にありながら、その両

も強引な主張といわざるをえない。

に、御家人に出自する武士がとりこまれる動き、すなわち御家人して最後に、当時すでに相当程度肥大化していた得宗権力のもと集団である旧来の御家人の地位を脅かす危険性を孕んでいる。そわしい。つぎに、御家人制の拡大は、本来閉鎖的・特権的な身分点、すなわち「武家の棟梁」となりうる存在かどうかが大いに疑い道であった。まず、現実の皇族将軍が、真に全武士階級の結集い道であった。まず、現実の皇族将軍が、真に全武士階級の結集が道であった。まず、現実の皇族将軍が、真に全武士階級の結集が道である。

だす。 大規模な武力衝突に発展した根源的な理由を、評者はここに見い 大規模な武力衝突に発展した根源的な理由を、評者はここに見い 力が、幕府の内外に広範に存在しなければ、そもそもあれだけ多 力が、幕府の内外に広範に存在しなければ、そもそもあれだけ多 とはいえ他方で、泰盛の推進する改革に多大な期待をかける勢

(A5判 二四五頁 一九九六年一二月 臨川書店 六〇〇〇円)

110 (110)